

浜松市美術館観覧料等の減免基準

第1条 美術館展覧会にかかる観覧料について、以下の者に対して免除することができる。

- 1 将来美術館を設置し、その運営の参考とするための調査を行う者。
- 2 美術館及び美術館相当施設等の職員で、管理運営の状況等について調査を行う者。
- 3 有料の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒20名以上の団体を引率する職員。
- 4 有料の20名以上の団体に同行する交通機関の乗務員及び旅行会社の添乗員。
- 5 教育委員会が主催する各課の学級等の受講生を引率する責任者。
- 6 市、教育委員会が主管する行政視察等の視察者及び引率者。
- 7 大学及び研究機関に所属し、学術調査、研究を目的とする研究者。
- 8 小学校・中学校・高等学校等で学校教育の一環として、美術館を見学する場合で下見のために訪れる職員。

第2条 浜松市美術館条例別表第1の備考の1に規定するこれらに準ずる者は次に掲げるものとする。

- (1) 満15歳以下の者で小学校就学前の者を除く。
- (2) 満15歳以下の外国人学校の児童及び生徒。(幼児を除く。)
- (3) 盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒。

第3条 浜松市美術館条例別表第1の備考の2に規定するこれに準ずる者は次に掲げるものとする。

- (1) 18歳以下の専門学校の生徒。
- (2) 満16歳以上満18歳以下の外国人学校の生徒。

第4条 浜松市美術館条例施行規則第7条第1項第1号から4号に規定する者の特別展、企画展の観覧料の減免は次のとおりとする。

対象者	浜松市美術館条例施行規則第7条第1項第1号	浜松市美術館条例施行規則第7条第1項第2号から4号
証明の要否	年齢等を証明するものを提示、所持しない場合は申告で確認する。	手帳等で確認する、所持しない場合は申告で確認する。
特別展、企画展	半額免除	半額免除(本人及び介護者)

第5条 その他館長が必要と認める場合減免することができる。

附則

この基準は、平成13年4月1日より施行する。

附則

この基準は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。